

対応製品例 6 (医薬品；水薬用ボトル・キャップ)

水薬用のボトル・ペットボトルであり、キャップが CR 機構を備えたものである。金鷄（きんし）製作所から国内で販売されている¹⁵。



写真・図. 水薬用 CR ボトル・キャップ
(出典；金鷄（きんし）製作所社の HP から)

参考情報：水薬用キャップカバーについての紹介資料から

鈴鹿回生病院 HP の「健康ひろば 薬剤管理課 薬のひろば 子どもによる医薬品の誤飲と PTP シートの誤飲について」では、以下の説明とキャップの紹介がなされている¹⁶。

HP での説明から

チャイルドレジスタンス容器とは、

下に押しながら回さないでキャップが開かないなどの工夫がされています。「高齢者や障害者が開けにくいのでは」などの懸念もあり、日本での普及が遅れています。

チャイルドプルーフとは

保護フィルムによって簡単に錠剤・カプセルを取り出せないようになっています。錠剤・カプセルを取り出す時、保護フィルムを剥がす必要があります。外用薬では子どもが容易に取り出せない特殊な包装になっているため、ハサミで切り薬剤を取り出す必要があります。



写真・図. 水薬用の CR キャップとカバーの紹介
(出典；鈴鹿回生病院 HP から)

¹⁵ 金鷄（きんし）製作所社の HP であり、キッズデザイン賞の表示もある。

<http://www.kinshi.co.jp/saftycap/saftycap.html>

¹⁶ 「健康ひろば 薬剤管理課 薬のひろば 子どもによる医薬品の誤飲と PTP シートの誤飲について」, No.279, 2015.5 <http://www.kaiseihp.com/suzu-byoin/image/kenko-hiroba/yakuzai/k-h-y1-279.html>

3.2.2 化粧品

化粧品については、国内で該当する法令や規則、基準類が存在しないため、関連する CR については確認できなかった。なお、国内における化粧品の子どもへの誤飲に関する注意喚起については、日本化粧品工業連合会の HP の「化粧品 Q&A」で次のような注意喚起が行われている¹⁷。

日本化粧品工業連合会 HP から

Q9 子どもがクリームをなめてしまいました。大丈夫でしょうか。

A09 濡れたガーゼで口の中をふき、(飲んだものを薄めるために) 水や牛乳を飲ませて、しばらく様子を見ましょう。

それでも気になるときは、飲んだり食べたりした化粧品と全成分表示が書かれているものを持参して医師の診断を受けるとよいでしょう。

クリームに限らず、化粧品の原料には安全性の高いものが使われていますので、たとえ誤って飲んだり食べたりしても、特に危険はありません。

ただし、ネイルカラーや除光液、脱毛剤、脱色剤などは、粘膜に炎症を起こす恐れがあり大変危険です。くれぐれも誤って口に入れることのないよう十分注意し、万一飲んでしまったときには、吐かせたり水を飲ませるなどの処置をすとかえって危険なので、何もせずにただちに医師の診療を受けてください。

米国では FDA によって、化粧品には子どもの誤飲防止対応が義務づけられていることから、ここでは、関連する化粧品の CR 対応の例を掲載する。

対応製品例 1 (化粧品ボトル)

化粧品を入れるボトル販売の HP 上で次が紹介されている。1 オンスの化粧品を入れられるボトルであり (empty cosmetic bottles 1oz orange bottle child resistant tamper seal cap)、ISO8317 に適合している旨を検査機関のロゴも添えている¹⁸。



写真・図. 水薬用 CR ボトル・キャップ

(出典 ; alibaba 社による CRP を化粧品メーカー向けの HP から)

¹⁷ 日本化粧品工業連合会 HP, 「化粧品 Q&A」から ; <http://www.jcia.org/n/pub/qa/q009/>

¹⁸ http://www.alibaba.com/product-detail/empty-cosmetic-bottles-1oz-orange-bottle_60070534604.html

対応製品例 2 (整髪剤)

米国の男性用育毛剤のボトル容器であり、CR 容器に入った状態で販売されている¹⁹。



写真. 米国整髪剤の CR 容器 (同社 HP から)

対応製品例 3 (化粧品用パッケージ)

化粧品用のパッケージの専門メーカーであり、各種の CR 容器を販売している²⁰。以下は、その一例である。



写真. 米国 化粧品用の CR 容器販売 (同社 HP から)

対応製品例 4 (化粧品用パッケージ)

上記と同様に、化粧品用のパッケージのメーカーであり、各種の CR 容器を販売している²¹。HP の記載の例は以下であり、この他、Dropper Bottle でも CR 容器を紹介している。

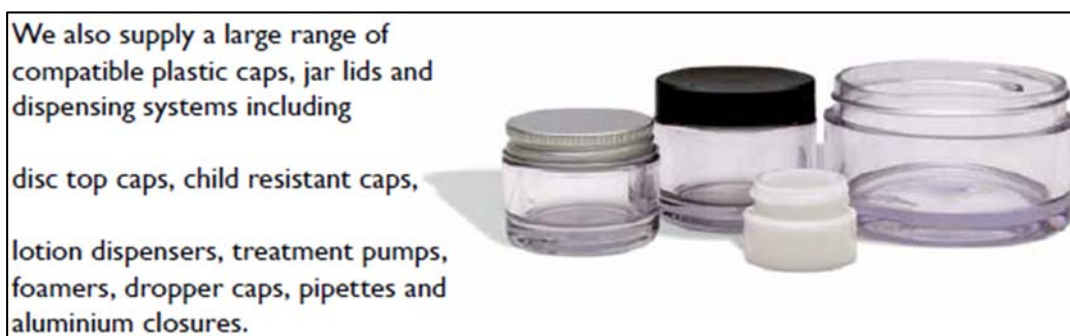


図. 米国 化粧品用の CR 容器 (Dropper Bottle) 販売 (同社 HP から)

¹⁹ <http://www.rogain.com/product/men-s+rogaine+extra+strength+solution+3-month+supply.do#.VmZBUofouUk>

²⁰ http://www.beautypackaging.com/contents/view_online-exclusives/2015-12-13/amorepacific-pioneered-the-original-cushion-compact/

²¹ http://www.nevilleandmore.com/webpac_content/child-resistant-caps/related-brochures/personal-care-brochure/Personal%20Care%202014.pdf

3.2.3 アルコール

アルコール類（缶ビール、低アルコール飲料等）の子どもの誤飲に関する対策例を示す。

低アルコール飲料の「お酒」表示

日本洋酒酒造組合では、アルコール分が 10 度未満の甘味果実酒（缶チューハイなど）の誤認防止のために、「低アルコールリキュール等の酒マークの表示等に関する自主基準」²²を設けている。この自主基準は 2000 年に制定され、2002 年の改正時にはその表示の大きさを拡大している²³。飲料の下部に、ゴシックで 20 ポイント以上（350ml 以上は 24 ポイント以上）で「お酒（おさけ）」の文字を円形で囲って表示することとしている。



図. 低アルコール飲料への誤認防止のための表示

（日本洋酒酒造組合 HP；「低アルコールリキュール等の酒マークの表示等に関する自主基準」から）

酒類の広告・宣伝から

日本洋酒酒造組合では、「酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準」において、子どもの飲酒に対する広告上の自主基準も設けている²⁴。

告示の留意事項として

「小学校、中学校、高等学校の周辺 100m 以内に、屋外の張替式大型商品広告板は設置しない（基本規定である II.1.(3) 広告・宣伝の差異の留意事項、又及びノンアルコール飲料規定の IV.2.(5)」

ノンアルコール飲料の広告・宣伝関係として、以下の規定がある。

「主として未成年者にアピールするキャラクター、タレントを広告のモデルに使用しない（IV.2.(5)」

²² 日本洋酒酒造組合 HP http://www.yoshu.or.jp/statistics_legal/legal/pdf/independence_02.pdf

²³ 日本洋酒酒造組合 HP, 「統計・法律関連」中の「自主基準」の頁から
http://www.yoshu.or.jp/statistics_legal/legal/independence.html

²⁴ 日本洋酒酒造組合 HP http://www.yoshu.or.jp/statistics_legal/legal/pdf/independence_01.pdf

その他（点字表示）

缶ビールの中には、ユニバーサルデザインとして、視覚障害者のために、飲み口に「ビールです」との表示と共に、点字でも浮き出しで表示をしている²⁵。



写真. ビール缶へのユニバーサルデザイン
(出典；三重県「ユニバーサルデザインのまちづくり」HP から)

²⁵ この情報は、三重県の HP 「ユニバーサルデザインのまちづくり」中の「缶ビールの点字表示」に見られる。
<http://www.pref.mie.lg.jp/UD/hp/home/know/univer/ex05.htm#top>

3.2.4 食品

食品、ここでは飲料水も含めている。

まず、どのような食品で誤飲事故が発生しているか、特にのどに詰まらせての事故に着目する。消費者庁による窒息事故の多い食品に関する報告書では、子どもに多い対象製品の状況として以下が報告されている²⁶。

表. 食べ物をのどに詰まらせた救急事故全体の発生状況 (2016.1.1~2017.3.31)

	2歳以下	~5歳	~12歳	~19歳	~40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	合計
ご飯・寿司	18 (4.8%)	1 (0.3%)	6 (1.6%)	1 (0.3%)	12 (3.2%)	18 (4.8%)	38 (10.1%)	76 (20.2%)	140 (37.1%)	67 (17.8%)	377
餅	1 (0.4%)	4 (1.7%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)	8 (3.3%)	7 (2.9%)	20 (8.3%)	86 (35.7%)	68 (28.2%)	45 (18.7%)	241
野菜・果物	48 (24.0%)	5 (2.5%)	4 (2.0%)	2 (1.0%)	10 (5.0%)	7 (3.5%)	24 (12.0%)	41 (20.5%)	34 (17.0%)	25 (12.5%)	200
肉・肉加工品	6 (3.4%)	3 (1.7%)	2 (1.1%)	1 (0.6%)	24 (13.6%)	23 (13.1%)	22 (12.5%)	43 (24.4%)	41 (23.3%)	11 (6.3%)	176
飴類	63 (36.0%)	62 (35.4%)	21 (12.0%)	2 (1.1%)	6 (3.4%)	2 (1.1%)	3 (1.7%)	9 (5.1%)	6 (3.4%)	1 (0.6%)	175
パン類	13 (9.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	6 (4.4%)	5 (3.7%)	23 (17.0%)	31 (23.0%)	39 (28.9%)	17 (12.6%)	135
惣菜類	6 (4.8%)	3 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (3.2%)	9 (7.1%)	11 (8.7%)	34 (27.0%)	47 (37.3%)	12 (9.5%)	126
菓子類	23 (24.5%)	5 (5.3%)	6 (6.4%)	1 (1.1%)	5 (5.3%)	4 (4.3%)	5 (5.3%)	14 (14.9%)	19 (20.2%)	12 (12.8%)	94
魚・貝類	6 (7.7%)	2 (2.6%)	2 (2.6%)	0 (0.0%)	12 (15.4%)	2 (2.6%)	10 (12.8%)	16 (20.5%)	19 (24.4%)	9 (11.5%)	78
麺類	8 (13.6%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (5.1%)	3 (5.1%)	5 (8.5%)	16 (27.1%)	18 (30.5%)	5 (8.5%)	59
おかゆ類	10 (18.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (5.5%)	5 (9.1%)	16 (29.1%)	21 (38.2%)	55
水・湯茶類	9 (17.0%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (3.8%)	1 (1.9%)	5 (9.4%)	4 (7.5%)	18 (34.0%)	13 (24.5%)	53
授乳用ミルク	52 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	52
その他	58 (9.3%)	18 (2.9%)	6 (1.0%)	7 (1.1%)	40 (6.4%)	19 (3.1%)	51 (8.2%)	124 (19.9%)	196 (31.5%)	103 (16.6%)	622
合計	321 (13.1%)	105 (4.3%)	49 (2.0%)	15 (0.6%)	132 (5.4%)	100 (4.1%)	220 (9.0%)	499 (20.4%)	661 (27.1%)	341 (14.0%)	2,443

(出典;内閣府消費者安全課,「こんにゃくゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル」,2010, p.21)

上表によると、子どもに多いのどに詰まらせる事故は、ミルク、飴、野菜・果物が多いことがわかる。また、こんにゃくゼリーによる窒息事故発生状況は、下表のとおりと報告されている。国民生活センター等による子ども(5歳以下)のこんにゃくゼリーを喉に詰まらせての死亡事故は、2007年までに4件その後1件があるとされる²⁷。

表. こんにゃくゼリーによる窒息事故の発生状況

	2歳以下	~5歳	~12歳	~19歳	~40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	合計
死亡	4 (18.2%)	3 (13.6%)	5 (22.7%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	0 (0.0%)	2 (9.1%)	2 (9.1%)	5 (22.7%)	0 (0.0%)	22
入院その他	17 (58.6%)	3 (10.3%)	6 (20.7%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29
合計	21 (41.2%)	6 (11.8%)	11 (21.6%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	2 (3.9%)	3 (5.9%)	5 (9.8%)	0 (0.0%)	51

※「死亡」については、1995年7月から2008年7月までのデータ
 ※「入院その他」については、1994年6月から2008年10月までのデータ
 ※「入院その他」の全32件のうち、3件は年齢不明

(出典;内閣府消費者安全課,「こんにゃくゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル」,2010, p.22)

²⁶ 内閣府消費者安全課,「こんにゃくゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル」,2010,p.21

²⁷ 同上資料, p.9

関連情報 1 (こんにゃくゼリー; 米国での輸入禁止)

米国においては、こんにゃくゼリーに対し、FDA が 2001 年に違憲性があるとの警告を発し、その後ミニカップ入りのこんにゃく入りゼリーの輸入禁止措置を行っており、輸入食品のリコールレポートがある²⁸。また、欧州でも Directive 95/2/EC に基づいてミニカップ入りこんにゃく入りゼリーを本質的に致命的なリスクがある食品として 2003 年に販売を禁止している²⁹。



Photo courtesy FDA In 2001, the FDA issued warnings about konjac candy and many companies voluntarily recalled their konjac candies.

写真・図. 米国内でのこんにゃくゼリーのリコール記事³⁰から
(出典; FDA の輸入禁止となったカップゼリーの紹介 HP から)

関連情報 2 (こんにゃくゼリー; 国内での注意表示)

国内での注意喚起表示の例を以下に示す。



写真. こんにゃくゼリーの包装の警告表示
(出典; 2009 年に撮影したもの)

²⁸ <http://www.fda.gov/iceci/enforcementactions/enforcementstory/enforcementstoryarchive/ucm105953.htm>

²⁹ EU による HP での発信ニュース, MIDDAY EXPRESS 21/05/2003, "Permanent withdrawal of use of "konjac" (E425) in jelly confectionery confirmed"; http://ec.europa.eu/food/dyna/press_rel/konjac_21-05-03.pdf

³⁰ HOW STUFF WORKS, "How can a diet pill make you feel full?"
<http://health.howstuffworks.com/medicine/medication/expanding-diet-pill2.htm>

関連情報3 (誤飲事故のあるベビー用おやつ³¹の安全対策)

東京都は、ベビー用のおやつによる窒息事故が発生していることを受け、調査研究を実施し、安全対策に関する提言を各方面に行っている³¹。なお、ここでいう「ベビー用のおやつ」とは、ベビー用のソフトせんべい、ビスケット、ポーロ、ウエハース等の乾燥した菓子類であり、厚生労働省が勧めるガイド³²に示される離乳食に含まれる。しかし、都の調査では5人に1人が窒息事故の経験やヒヤリ・ハットがあるとしている。厚生労働省によるガイドでは、離乳は月齢と発達を踏まえ、段階的に行うこととなっているが、東京都は製品の注意表示が業界で統一されていないことや、消費者の注意や配慮の問題を指摘し、安全対策を啓発している。

本件は、乳児用の食品による窒息リスクに関するものとみることができ、その安全対策としては食品自体に対する硬さや大きさ等の問題は指摘されておらず、適切な時期の適切な利用を普及すべきとするものである。

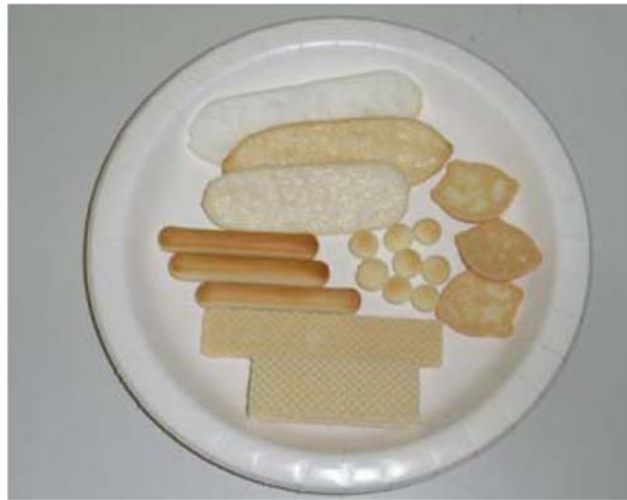


図. 子ども用のおやつの例

(出典；東京都商品等安全対策協議会、『ベビー用のおやつの安全対策について』、東京都生活文化局スポーツ局、2009.1、p.2)



図. 東京都によるベビー用のおやつの窒息防止啓発リーフレットから

(出典；<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h20/leaflet.html>)

³¹ 東京都商品等安全対策協議会、『ベビー用のおやつの安全対策について』、東京都生活文化局スポーツ局、2009.1
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h20/houkoku.html>

³² 厚生労働省雇用均等・自動家庭局母子保健課、「授乳・離乳の支援ガイド」、2007.3.14

対応製品例1（振るタイプのゼリー状飲料水の例）

この製品は、振って中の果肉ゼリーを細かくして食感も楽しむタイプのゼリー入ジュースであるが、振り方が不十分だと、堅かったり、大きいままゼリーが出てしまったりしてしまうため、高齢者や子どもがのどを詰まらせるとの情報を元に容器等を改良している。一端開封しても、また蓋をして振り直すことができるキャップタイプに変更することで、大きな塊が容器の口部に詰まったりしないようにとの配慮がある³³。

<改善前>



<改善後>



図. ACAPによる誤飲防止構造にするためのゼリー飲料のボトル

(出典；消費者関連専門会議（ACAP）、「誤使用・不注意な使い方防止のために」、2009、p.20)

対応製品例2（振るタイプのゼリー状飲料水の例）

子ども用の食品ではないが、高齢者や介護食品として、喉に詰まりにくい柔らかい餅が介護施設等用として販売されている³⁴。



写真. 高齢者向けの柔らかい餅の例

(出典；キッセイ薬品工業社のHPから)

³³ 消費者関連専門会議（ACAP）、「誤使用・不注意な使い方防止のために」、2009、p.20

³⁴ キッセイ薬品工業（株）ヘルスケア事業部HP

http://www.kissei.co.jp/health/product/food04/04_08_001/index.html

対応製品例 3 (飲料用のペットボトルのキャップ)

CR 商品ではないが、個人のアイデア商品としてインターネット上で公表されている³⁵。ペットボトルの交換用の蓋であり、鍵がついており、共有スペースの冷蔵庫などで保管する場合に、人に飲まれないようにするグッズとして紹介されている。

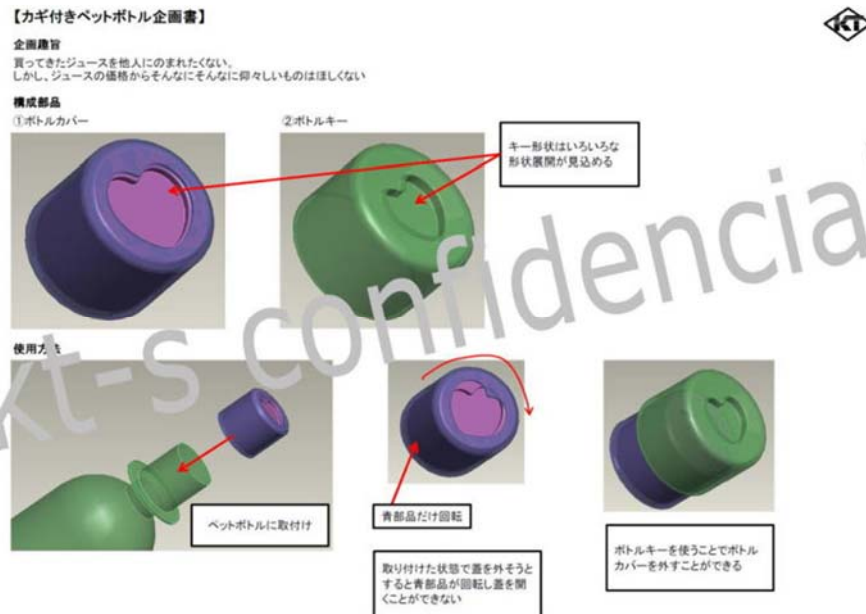


図. 鍵式のペットボトルの蓋 (新商品紹介の HP から)

対応製品例 4 (飴類の誤飲への注意喚起表示の例)

子どもの誤飲製品の一つである飴に関しては、「飴がのどにつまらないように、ゆっくりお召し上がりください。」のような注意書きがある³⁶。

参考情報 (子ども用サプリメント用の CR 容器)

この製品の広告は、米国での子ども用のサプリメント用の CRC (closures) として販売されているものである³⁷。米国では、サプリメントは FDA 所管の連邦食品・医薬品・化粧品法 (Federal Food, Drug, and Cosmetic Act) の対象であるが、それらの CRC 規制については連邦毒物予防包装法 (PPPA) による規則が適用されている³⁸。この製品は、食品用ではないが、参考として付記した。



写真. 米国のサブリ用の CR 容器の販売 HP から

³⁵ 以下の個人の HP 上で見ることができる。 <http://ameblo.jp/kt-s/entry-11445256014.html>

³⁶ インコロのど飴 HP など <http://www.netin.jp/incorodrops/incorodrops.html>

³⁷ <https://www.sks-bottle.com/~p3-PlasticSupplementContainers.html>

³⁸ 詳細は、後述の 3.3.2 節を参照のこと。

3.2.5 タバコ関係

タバコの誤飲事故は、喫煙人口の縮小に伴い減っているが、それでも2番目に多いとの報告を前節で示した。下図は、タバコの年齢別の誤飲事故発生件数の比率である³⁹。これで見ると、1歳前後がたばこの誤飲が多いことがわかる。

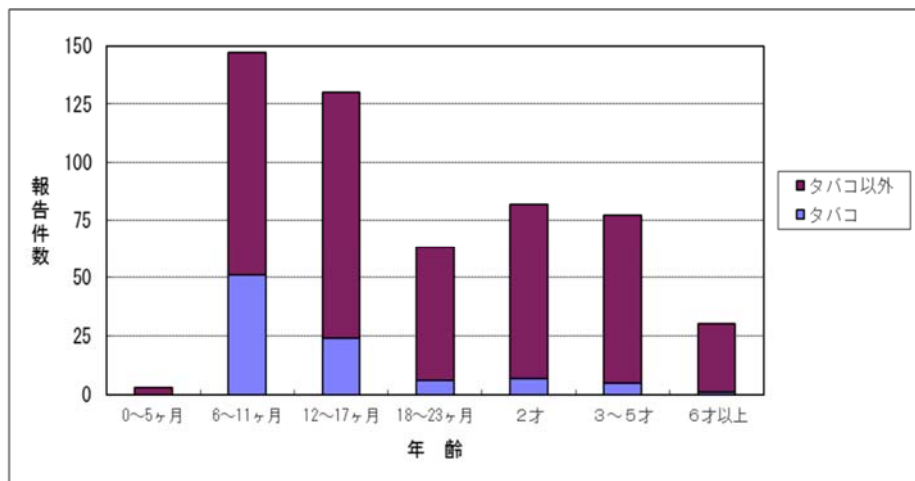


図. 年齢別誤飲事故報告（タバコとタバコ以外）

出典；厚生労働省、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告（H25）」, p.27)

安全対策・参考情報1（国内の関連法令による保護者への注意喚起）

保護者への注意喚起のための関連法規即について示す。母子保健法で定められた子どもの事故防止のための対策に関するものでは以下のように規定されている⁴⁰。

母子保健法第九条には、「都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産または育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。」とあり、これに基づき「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」（平成8年11月20日 厚生省児発第934号:当時）が地方自治体宛てに出されている。これによれば、乳児保健については「タバコ等の異物誤飲、(中略)、窒息等の防止について保護者の注意を喚起するよう指導すること」とある。

³⁹ 「平成25年度 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」, 厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室, 2013.3.31, p.27

⁴⁰ 国民生活センター, 「命を落とすこともある！ 子どもの誤飲事故」, 2005, p.8
参照；http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20050406_2.pdf

安全対策. 参考情報 2 (米国中毒コントロールセンターによる報告から)

米国には、中毒コントロールセンターがあり、電話等による中毒相談に応じている。このセンターの名所は、American Association of Poison Control Centers (AAPCC) であり、1958年に設立された任意団体であり、米国内に50以上のセンターを配置している。ここでは、中毒に関する電話でのフリーコール(1-800-222-1222)及びWeb(webPOISONCONTROL®)での相談・指導を行っている⁴¹。なお、この相談データについては、関連機関であるNational Poison Data Systemに送られ、分析集計されている。

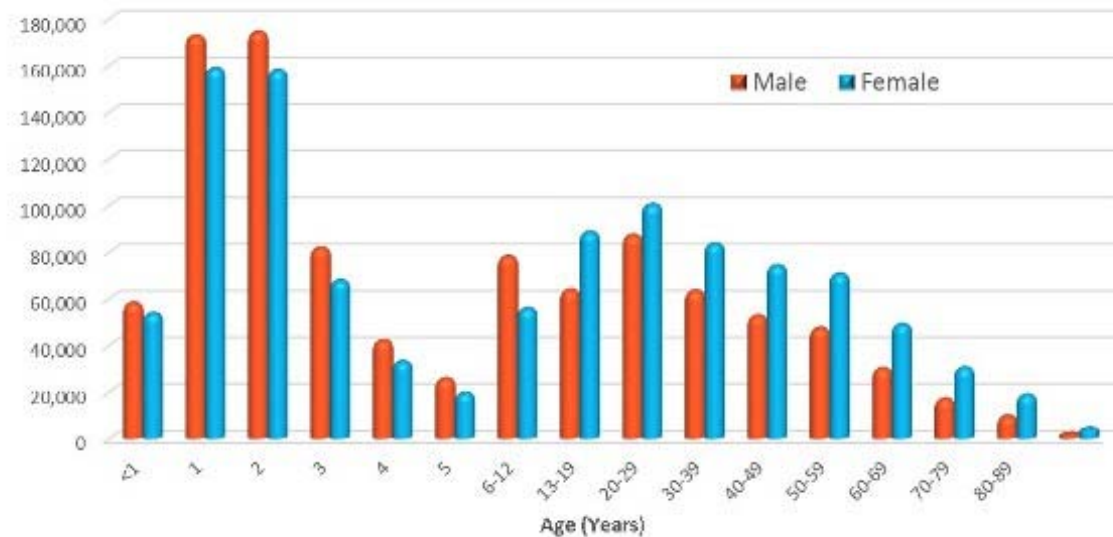


図. AAPCCによる中毒相談件数の推移

(出典 ; AAPCC の HP ; <http://www.poison.org/> (2015.11))

米国においても、子どものタバコの誤飲の問題を注意喚起している。全米では18歳以上の人口の19%(4,380万人)が喫煙しており、乳幼児や幼児の手の届く範囲にタバコ製品が存在している。なお、AAPCCはここでいうタバコ製品には、通常のシガレットタイプ以外に、吸い殻、ガムタバコ、嗅ぎタバコ(snuff)、フレーバーの味がする水タバコ(hookah)、飴のようなタバコ(dissolvable tobacco)などが含まれるとしている。子どもの誤飲の状況は、次ページの報告に示すが、この中毒コントロールセンターでは、その予防策としては、以下の注意喚起を行っている⁴²。

米国中毒コントロールセンターによるタバコの誤飲への注意喚起

ニコチン中毒の防止のために (Prevention Tips)

- **決して**子どもが見て、手が届く所にタバコなどのニコチン物を置かない
- **いつも**タバコや噛みタバコ、フレーバー水タバコ、ガムやパッチ状のタバコなどを捨てないよう確かめ、子どもやペットの目の届く所に置かず、触れないようにすること

⁴¹ AAPCC の HP <http://www.poison.org/>

⁴² AAPCC の HP <http://www.poison.org/articles/2013-jul/my-child-ate-a-cigarette>

安全対策. 参考情報 3 (米國小児科学会によるタバコの誤飲関連の報告例)

Connolly (2010) らによる報告⁴³では、写真左のペレットタイプのタバコ (飴のように舐めるタバコ ; dissolvable tobacco) が、写真右の市販のキャンディと似ていることから、子どもの誤飲を招きやすいことを指摘している。以下にその報告の概要を示す。

概要

2006 年～2008 年の間に米国毒物コントロールセンターに報告された 5 歳以下の子どものタバコ製品の誤飲事故件数 13,705 件を分析した。その結果、70%以上が 1 歳以下の乳児であった。煙の出ないタバコの誤飲件数は通常のタバコに次いで 2 位であった。中でも新しいキャンディタイプのタバコは、1 個あたり平均 0.83mg のニコチン、pH は 7.9 であった。この実態を踏まえ、公共の健康管理機関は適切な規則等を設けるべきである。



図. 左がキャンディ、右がタバコ

(引用 ; 脚注の Connolly (2010) らによる報告から)

TABLE 1 Child Ingestions With Tobacco Products as the Primary Substance of Exposure, as Reported to US Poison Control Centers in 2006–2008

Type of Tobacco Product	n						Total
	0 y	1 y	2 y	3 y	4 y	5 y	
Boys							
Smokeless tobacco	316	84	202	54	20	10	686
Cigarettes and filter tips	3763	523	420	64	18	8	4796
Cigars	48	2	17	1	1	0	69
Other/unknown type	270	66	94	27	11	10	478
Girls							
Smokeless tobacco	390	109	383	135	38	25	1080
Cigarettes and filter tips	4350	625	608	102	44	12	5741
Cigars	61	9	24	3	1	0	98
Other/unknown type	326	116	161	67	31	16	717
All (including gender unknown)							
Smokeless tobacco	706	195	585	189	58	35	1768
Cigarettes and filter tips	8138	1153	1032	168	62	20	10 573
Cigars	109	11	41	4	2	0	167
Other/unknown type	597	182	256	94	42	26	1197
Total	9550	1541	1914	455	164	81	13 705

Data were from the National Poison Data System of the American Association of Poison Control Centers.

引用. 米国毒物コントロールセンターに報告されたタバコの誤飲件数
(2006-2008 年の 5 歳以下の内訳 ; 引用は下記の脚注)

⁴³ Gregory N. Connolly, Patricia Richter, Alfred Aleguas, Jr, Terry F. Pechacek, Stephen B. Stanfill, Hillel R. Alpert, “Unintentional Child Poisonings Through Ingestion of Conventional and Novel Tobacco Products”, American Academy of Pediatrics, *Pediatrics*, Vol.125, Issue 5, 2010, pp.896-899

安全対策1. パッケージの表示

子どもの誤飲に関する安全対策ではないが、喫煙自体へのリスクを警告するパッケージ表示が日本ヘルスケア歯科研究会による通信で、いくらの例が紹介されている⁴⁴。下記のパッケージ表示例は、オーストラリア、タイ及びカナダの例である。これらは、低年齢の乳児が見て恐れるかは不明であるが、参考までに示す。



図. 海外でのタバコのパッケージでのリスクの表記例

(日本ヘルスケア歯科研究会, 「感謝さんからもらった確かな情報 POEM
—海外タバコのパッケージから—」, No.3, 2009.2.28)

対応製品例1. 米国の電子タバコの充填物へのCRの義務付け

写真は、電子タバコ (e-cigarette) の充填物であり、フレーバーの味付けをするものであるが、この充填液の入っている容器 (e-liquid capsule) へのCRの法的な義務づけに関するニュース「Rules on child-resistant packaging for e-cigarette liquids advance (電子タバコの充填液にCRPルールが適用)」がある⁴⁵。

この記事は、2015年4月22日のWinston-Salem Journalの記者によるものであり、この容器へのCR義務づけの法案が議会で通過した場合、北カリフォルニアでは、CR機能がない容器の販売はできなくなるであろうというものである。なお、本製品に関しては、2014年にCDC (アメリカ疾病管理予防センター; the federal Centers for Disease Control and Prevention) から子どものリスクの高さを指摘する報告があるとのこと。



図. 電子タバコ (水タバコ) のCRボトル

(出典; Winston Journal2015.4.22 から)

⁴⁴ 日本ヘルスケア歯科研究会, 「感謝さんからもらった確かな情報 POEM —海外タバコのパッケージから—」, No.3, 2009.2.28

<http://www.healthcare.gr.jp/guest/aa3/POEM3.pdf>

⁴⁵ http://www.journalnow.com/news/state_region/rules-on-child-resistant-packaging-for-e-cigarette-liquids-advance/article_ac2adbe8-e930-11e4-b2b5-f36cee1a5ff7.html

対応製品例 2. タバコ禁煙補助剤

タバコではないが、国内における CR 製品の例として禁煙補助薬であるパッチとガムがある⁴⁶。ノバルティス社による禁煙補助剤である「ニコチネル」のパッチとガムである。いずれも CR の PTP でラミネートされている。なお、ガムは第②類医薬品である。

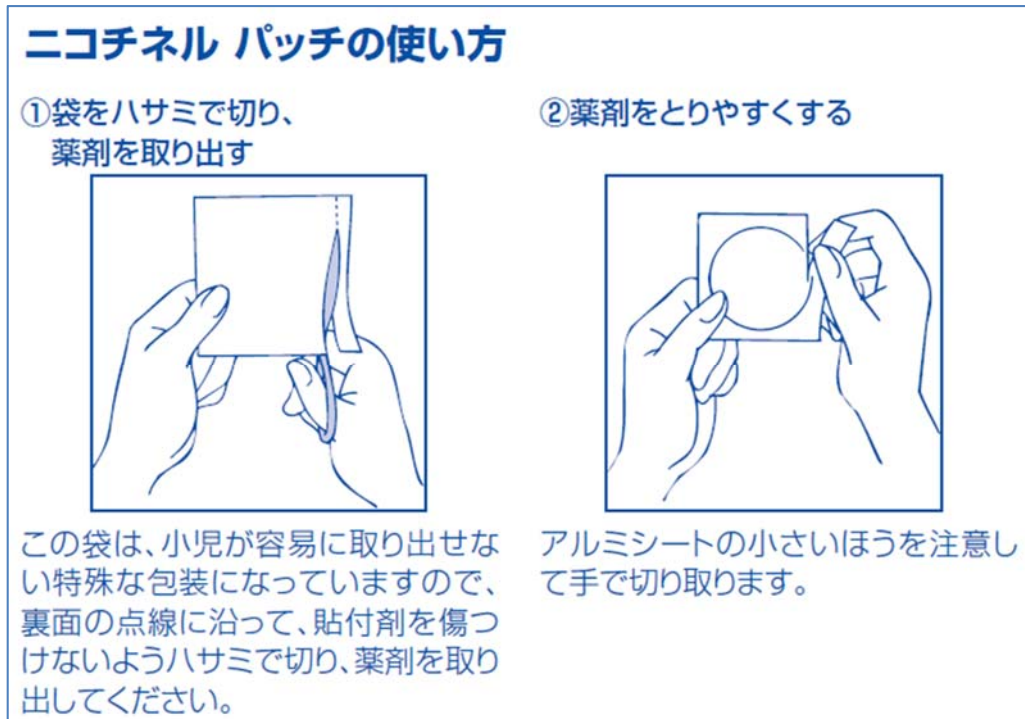


図. パッチの CR パッケージの説明書から
(ノバルティス社 HP ; http://www.nicotinell.jp/p_otc/index.html)



図. ガムの CR パッケージの説明書から
(ノバルティス社 HP ; http://www.nicotinell.jp/p_otc/index.html)

⁴⁶ ノバルティス社による禁煙補助剤である「ニコチネル」のパッチとガムである。
パッチは禁煙効果があるのではなく、腕や腹部等に貼ることによって皮膚からニコチン成分が体内に吸収され、タバコの喫煙によるイライラ等を抑えると説明されている。同様に、ガムはニコチン成分を含有するガムであり、喫煙しないで、ニコチン成分を摂取すると説明されている。いずれも徐々に禁煙に近づく治療方法。
http://www.nicotinell.jp/p_otc/index.html

参考情報 他の参考 CR 情報（ライター）

本件は誤飲事故関係ではないが、子どもが火遊びによる火災事故防止のために、CR 機構が義務づけられたライター（タバコ用以外も含む）があるため、参考情報として示す。

ライターは、消費生活用製品安全法に基づく特別特定製品⁴⁷として 2010 年 12 月 27 日から安全基準への適合義務及び販売規制の対象となっている。同法に基づく省令で安全基準(技術上の基準)が定められており、CR 規定は「火災を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること」とある。なお、この規定の検査方法は、JIS S4803(2010)に規定する「たばこライター及び多目的ライター—操作力による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）安全仕様」を満たしているか、米国規格又は欧州規格に基づき実施されたチャイルドパネルテスト⁴⁸に合格していることとなっている。なお、同 JIS では、子どもが着火しにくい操作力として、押力 40(42)N 以上、スライド・回転 20N と規定している。

また、基準の解釈⁴⁹として、子どもの不注意による点火を防止するため、聴覚若しくは視覚効果で楽しませるようなものでないことや、物理的形狀又は機能で楽しませることにより子どもに興味を与えるいわゆるノベルティーライターは禁止となる。



図. ライターの広告例⁵⁰



図. 都によるライターポスター⁵¹

⁴⁷ 特定製品とは、消費生活用製品安全法（1973 年制定）に基づく国が定めた安全基準に自主検査で適合を証明するものであり、特別特定製品とは、第三者検査機関による適合証明を要する製品の指定のことである。

⁴⁸ 米国規格とは CPSA 規則 SAFETY STANDARD FOR CIGARETTE LIGHTERS（16 CFR Part 1210・1212）であり、欧州規格とは EN13869(2012) ; Lighters - Child-resistance for lighters - Safety requirements and test methods である。具体的な試験方法は、51 か月未満の幼児 100 人の内 85%以上が点火操作を行えないことを評価する。

⁴⁹ ここでいう「解釈」とは、上述の消費生活用製品安全法に基づく安全基準（技術上の基準）に基づく試験方法に当たるものであり、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（平成 22・12・10 商第 1 号，2010.12.24）」の別表による。

⁵⁰ <http://www.orosidonya.com/users/detail.asp?pn=000000021393>

⁵¹ <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/kyouzai/main/316.html>

3.2.6 文房具

文具類の子どもの誤飲起因製品の例としては、消しゴムや筆記用具のキャップ類がある。ここでは、まず関連する規格・基準類について示す。

関連情報（筆記用具のキャップの JIS）

文具類の規格で、子どもの誤飲防止に関するものとしては、以下がある。

JIS S6060(1996) 14 歳までの子供用の筆記・マーキング用具のキャップ-安全要件

この規格には、誤飲時の窒息防止関連の規定として、3.3 通気性キャップ 3.3.1 通気面積において、キャップの長手方向に沿って 6.8mm^2 以上の断面積をもつ空気通路がなければならないとある（下図参照）。この要件に適合するキャップは、窒息の危険がないと考えられると規定されている。なお、この空気通路の空気流量についても試験規定があり、3.3.2 空気流量で空気流量試験を行い、一定の流量があることと規定されている。

また、4 表示の(2)でこの JIS に適合する製品には、子どもの誤飲による窒息の危険性に対する安全要件に適合している旨を表示することと指定している。

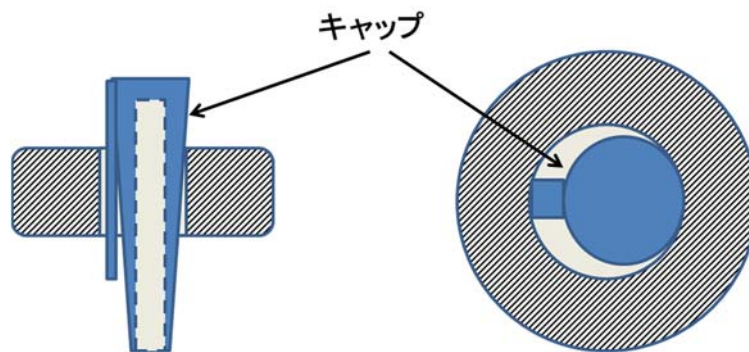


図. JIS S6060 から作成したキャップ通気規定のイメージ

関連情報（消しゴムの JIS）

文具類で誤飲が多い消しゴムについても JIS が制定されている。

JIS S6050(2002) プラスチック字消し

当該規格における誤飲防止に関する規定には、以下がある。

3 品質 3.1 で異物の混入がないこと、3.3 有害物質の規定でアンチモン、ヒ素、バリウム、カドミウム、クロム、鉛、水銀及びセレンの含有量の上限規定が設けられている。また、3.4 で、香料は使用してはならない旨が規定されている。表示規定には材料表示の規定は設けられているが、誤飲に対する関連規定はない。

対応製品例 1 (誤飲防止のための苦味成分含有の消しゴム)

本件は、公開特許情報であり、ゴム材料中に苦味成分を含有（材料に練り込む）させるというものであり、「苦味物質は、幼児が口に加えた時にその苦味によって生理的に吐き出す効果のあるものであり、人体に対し安全性の高い、例えば、生薬等に使用される苦味成分などが選択される。」とある。なお、その苦味成分については指定されていない。

特許の詳細 【出願人】 三菱鉛筆株式会社
【出願日】 1995年8月2日
【公開番号】 特開平9-939495
【公開日】 1997年2月10日
【出願番号】 特願平7-215492

対応製品例 2 (誤飲防止のためのシャープペンの消しゴムカバー)

当該特許は、シャープペンシルの消しゴムカバーに誤飲時でも窒息しないよう穴を開けた構造とされているものである。

特許の詳細 【出願人】 三菱鉛筆株式会社
【出願日】 1998年1月20日
【公開番号】 1999-208181
【公開日】 1999年8月3日
【出願番号】 1999-208181

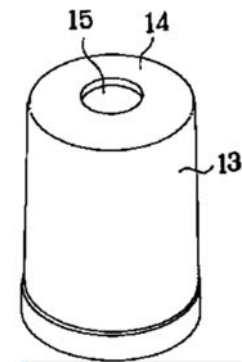


図. 左記特許のゴムカバー
(出典；特許紹介検索 HP⁵²から)

対応製品 3 (シャープペンシル用換え消しゴム)

誤飲防止用に口の部分に穴が開いた換え消しゴムである⁵³。



図. 誤飲時の窒息防止消しゴム
(出典；パイロット社 HP から)

⁵² 特許情報の検索 HP <http://astamuse.com/ja/published/JP/No/1999208181>

⁵³ パイロット社製の「シャープゴム N」(品番 HERFN-10)
http://www.pilot.co.jp/products/pen/sharp_pen/sharp_pen_er/sharp_erasen/

対応製品4（ノック部が外れないシャープペンシル）

このシャープペンシルの尾栓部が、誤飲防止のため外れない構造となっている⁵⁴。替芯はノック部中央の穴から入れる構造になっている。



図. 誤飲窒息防止尾栓

(出典；コクヨ社 HP から)

対応製品例5（食べられる材料製のクレヨン）

幼児用のクレヨンであり、飲み込んでも、先から穴が開き、空洞状態になっており、窒息防止構造になっている。また、材料については、以下のような衛生試験に適合している表記がある⁵⁵。

以下は HP での紹介

お使いになるお子様のことをとことん考え抜いた、「Baby color」は、科学的に安全な材料を選び抜いて使用しているので、お子様があやまって舐めてしまっても大丈夫。

「Baby color」は厳しい検査で信頼されている AP マーク（無害マーク）を所得しています。AP マークとは、ACMI（米国画材・工芸材料協会）により定められた評価基準に適合した人体に対して害のない製品にのみ付与されるマーク。



APマーク



カいっばい握っても折れません。



図. 幼児用の窒息防止穴付きクレヨン

(出典；arporto 社 HP から)

⁵⁴ コクヨ社カタログから http://www.gifu-ecole.co.jp/_userdata/201101.pdf

⁵⁵ <https://www.agport.co.jp/products/toy/toys/babycolor.html>

3.2.7 玩具

誤飲する可能性がある小さな玩具は、以下に示すシリンダーに入り込まない大きさであることが玩具安全基準（ST 基準）で規定されている⁵⁶。また、乱暴な使用法によって外れた小部品に対してもこのシリンダーによる試験を課している。なお、ボタン電池に関する箇所は、後述の 3.2.10 節で再度関連規定について示す。

玩具安全基準書（ST -2012）より関連部分を抜粋

4.4 小部品

4.4.1 36ヵ月未満の子供を対象とした玩具

36ヵ月未満の子供を対象とした玩具、その取り外し可能な構成部品、及び5.22（合理的に予測可能な濫用試験）に従って試験したときに放出される構成部品は、5.2（小部品試験）に従って試験したときに、小部品円筒内に、どのような位置関係であれ、完全に収まってはならない。

また、この要求事項は、鋳ばりの欠片、プラスチックの裂片、及び発泡剤や削りくずの欠片を含む玩具の破片にも適用する。（ただし、それらに限定されない。）

次の項目については、第5章による試験を実施する前も後も、適用を除外する。

- ・紙製の本、紙から作られたその他の製品
- ・けば
- ・織物
- ・毛糸
- ・輪ゴム、ゴム紐及び糸
- ・水上で用いることを目的とする空気入れビニール玩具の空気栓

4.4.2 36ヵ月以上の子供を対象とした玩具

36ヵ月以上の子供を対象とする玩具であって、その玩具本体又はその「取り外し可能な構成部品」が、5.2に従って試験したときに小部品円筒に完全に収まることのあるものには、警告を表示しなければならない。（警告内容：7.2.4.1）

なお、8才未満対象の玩具については、5.22.2の落下試験を行い、放出された物体についても、この要求事項を適用する。

：

5.2 小部品試験（4.3.2、4.4、4.18.2、4.25参照）

玩具を、圧縮せずにかつ任意の方法で図18に示す寸法の円筒内に入れる。

玩具の取り外し可能な構成部品の全て、及び、5.22（合理的に予測可能な濫用試験）にしたがった試験により分離された構成部品の全てに対して、この手順を繰り返す。

玩具又は取り外し可能な構成部品、又は分離された構成部品が、完全に円筒内に収まるかどうかを判断する。

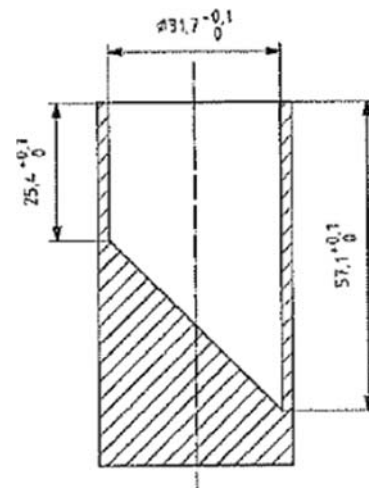


図 小部品円筒

⁵⁶ このシリンダーの大きさ及び形状は、後述の 3.3.2 に示す FHSA（連邦危険物質法；FEDERAL HAZARDOUS SUBSTANCES ACT）に基づく規則（16CFR1501；3歳以下の子どもが誤飲等をしないことを確認する試験）に規定する SMALL PARTS CYLINDERR と同等である。